

既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の (財)日本建築防災協会のホームページへの掲載について

財団法人 日本建築防災協会

東海、東南海、南海地震等の再来の切迫性が指摘され、また首都圏等の直下型地震の発生も危惧されている今日、人命の安全と財産の保護のため、建築物の耐震診断、耐震改修の推進が重要な課題となっており、国、地方公共団体及び建築関係団体等では耐震診断、耐震改修の普及促進に鋭意努力を重ねているところである。

一方、建物所有者・管理者等が耐震診断、耐震改修を行おうとするときに、誰に相談したらよいか分からない状況があり、行政等に相談し本会を紹介された相談者から、かなり頻繁に本会に問い合わせ等がある。

こうした状況に対応するため、本会では、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築構造技術者協会及び(社)日本建築士会連合会等と協力し、本会のホームページに、建築物の耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所登録された建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)で了解事項に了解し掲載を希望する建築士事務所を掲載し、所有者・管理者の便に供しているところである。

一方上記の団体に加盟等していない建築士事務所もあることから、今般、これらの建築士事務所、本会発行の耐震診断基準等をテキストとして本会が実施する講習会を受講し受講修了証を取得した建築士を担当建築士として有し、了解事項に了解し掲載を希望する建築士事務所名簿も下記により掲載することとし、耐震診断、耐震改修の一層の推進を図るものとする。

記

1 目的

建築物の所有者、管理者等が耐震診断、耐震改修を行おうとする場合に、(財)日本建築防災協会のホームページにより耐震診断、耐震改修設計を業とし誠実に行う建築士事務所が容易に検索できるようにする。

2 ホームページ掲載方法

(財)日本建築防災協会のホームページに、下記の了解事項に了解し、掲載を希望した建築士事務所の名称、所在地、管理建築士名、担当建築士名、連絡先及び対応できる建築物の構造区分(鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造)を都道府県別、都市別に掲載する。

了解事項

- ① (財)日本建築防災協会のホームページに掲載された建築士事務所は、住宅や建築物の所有者・管理者等から耐震診断、耐震改修に関する問い合わせがあった場合は、誠意をもって対応する。
- ② 上記建築士事務所は、耐震診断、耐震改修設計を業務として責任をもって行う。
- ③ 建築士事務所には、耐震診断、耐震改修設計を的確に行うことのできる担当建築士を有している。
- ④ 上記担当建築士は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断の指針と同等と認定された(財)日本建築防災協会発行の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木造に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等をテキストとして同協会が実施した講習会を受講し受講修了証を取得している。
- ⑤ (財)日本建築防災協会は、必要と判断した場合は、名簿の一部又は全部を任意に削除することができる。
- ⑥ (財)日本建築防災協会の責任

(財)日本建築防災協会は、本了解事項に了解し、掲載希望のあった建築士事務所の名簿をホームページに掲載するものとし、この名簿に掲載された個々の建築士事務所についての消費者からの問い合わせには応じないものとし、又責任も負わないものとする。

3 掲載希望建築士事務所の了解事項の了解及び(財)日本建築防災協会への名簿掲載申込み

(財)日本建築防災協会のホームページに掲載を希望する建築士事務所は、了解事項を了解し、(財)日本建築防災協会に、別紙1「(財)日本建築防災協会ホームページ掲載申込書」、建築士事務所登録の写し及び了解事項④の担当建築士が受講した講習会の受講修了証の写しを提出する。